

令和4年 下呂市農業委員会第12回総会議事録

開催日時 令和4年12月5日 14:00～15:00

開催場所 下呂総合庁舎 5階 大会議室

出席委員

1 番 山下 康子	2 番 上野 耕正	3 番 大森 公治(推)
4 番 嶋田 浩	5 番 熊崎 みどり	6 番 中島 義彦
8 番 中川 元宏(推)	9 番 中川 輝男(推)	10 番 田中 覚章(推)
11 番 二村 昭司	14 番 鎌倉 誠也	15 番 中島 尊治
14 番 鎌倉 誠也	15 番 中島 尊治	16 番 福井 順也
17 番 中島 次郎(推)	18 番 二村 正明(推)	19 番 熊崎 徹(推)
21 番 金森 茂俊	22 番 中島 義雄	23 番 中島 悠
24 番 日下部 道男(推)	25 番 井戸 克彦(推)	26 番 杉山 裕(推)

欠席委員

7 番 林 忠助	12 番 小林 寿	13 番 川口 太三(推)
16 番 福井 順也	20 番 中桐 由起子(推)	

議事日程

第1 会長あいさつ
 第2 議事録署名者
 第3 議事
 議事 56 号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について
 議事 57 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議事 58 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 議事 59 号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議事 60 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議事 61 号 換地計画の同意について
 第4 その他

事務局長 開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。
 ただ今から第12回農業委員会を開催いたします。

会 長 【会長あいさつ】

会 長 それでは只今から審議に入らせていただきます。
 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。
 6 番 中島 義彦 委員
 11 番 二村 昭司 委員 をお願いいたします。

会 長 担当者業務都合により、初めに議案第61号を審議させていただきますのでお願いいたします。

会 長 議題第61号 換地計画の同意について別紙のとおり換地計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。担当者説明をお願いします。

市担当者	<p>ご説明させていただきます、下呂市農務課の成瀬と申します。</p> <p>これは、土地改良法第96号および同法第52条第8項の規定により、農業委員会の同意を求めるものであります。土地改良法第95条に基づき施行されました、共同施行によります農地の嵩上げのは場整備です。</p> <p>場所につきましては、下呂市馬瀬名丸深瀬地区です。</p> <p>この事業につきましては、平成26年8月に事業計画概要書が提出され、平成27年3月6日に事業決定されています。工事の着手は平成28年3月15日、工事完了は令和4年5月10日です。換地等につきましては、岐阜市にあります、岐阜県土地改良事業団体連合会が行っています。</p>
市担当者	<p>続きまして、換地計画書についてご説明いたします。</p> <p>資料15ページから、換地計画書については、関係農家戸数2件、集団化率100%、面積は換地前1530㎡、換地後が3181㎡です。</p> <p>17ページについては、従前の土地は登記簿面積によります。換地後については実測値となっておりますので、合計が若干異なります。田7筆が、換地後に2筆、畑2筆が換地後に1筆となります。原野は、畑に換地したため換地後はありません。よって従前16筆9388㎡が、換地後3筆6362㎡となっています。原野については減歩対象外で換地しています。道水路については付け替えられています。嵩上げをしておりますので減歩率は67.77%となっております。</p> <p>清算につきましては、1㎡あたり1点10円。</p> <p>21ページからは、各筆換地等明細書です。左が従前地、右が換地後です。最終ページは道水路の各筆換地等明細書です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
21番	<p>減歩率はいくつでしたか？</p>
市担当者	<p>17ページに記載の通り、67.77%です。かなりの高さを嵩上げされていますので。</p>
8番	<p>減歩した残りの土地は市になるということか？</p>
市担当者	<p>そうです。道水路に当たります。</p>
会 長	<p>その他ご意見、ご質問はございますか。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。</p> <p>土地改良法による共同施行土地改良事業馬瀬名丸地区の換地計画の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>

会 長 議題第56号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。なお、新型コロナウイルス対策として時間を短縮するため、議案の読み上げおよび、委員による状況説明は省略させていただきます。
議案の2～4ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条の規定による別段の面積の設定について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第57号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第58号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の6～7ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第59号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の8ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第60号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の9ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請4件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 原案の通り承認いたします。

会 長 以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。

会 長 以上をもちまして、第12回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。本議事録に配布資料を添付する。

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

第12回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

総会では、コロナウィルス対策として時間を短縮して開催するため、その場での読み上げは行いません。
議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

(別段の面積の設定について)

	事務局説明	担当委員説明
	<p>議案第56号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について説明いたします。こちらの案件については、農地法施行規則第17条第2項の適用について別紙の申請書が提出されましたので、農業委員会の承認を求めています。</p> <p>今回は、別段の面積の設定が1件提出されています。</p>	
	<p>まず、下呂市の別段の面積(=農地取得の際の下限面積)は令和2年7月3日開催の第7回農業委員会総会において、同規則17条第1項の規定においては、それまでの20アールから市内全域10アールに引き下げを行いました。</p> <p>次に、新たに、同規則17条2項を適用する区域として、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 譲受人名義または譲受人名義となることが確実な土地に隣接する農地 (2) 遊休農地若しくは遊休化の恐れのある農地 (3) 集団的な農地利用に支障のない農地 <p>以上すべてに該当する場合、申請により農業委員会が筆指定した農地については下限面積を0.01アール(1㎡)から取得できることとしました。</p> <p>今回の下限面積適用申請では担当の熊崎みどり委員が現地確認を行い、条件に合致することを確認しております。</p> <p>この議案で承認されますと、本日付で告示となり、次にご審議いただく農地法第3条申請での下限面積の要件を満たすこととなります。</p>	
1		<p>別段の面積の適用を受けたい申請地について説明します。</p> <p>場所は萩原町四美で、***に向かうバイパスの交差点から小坂方面に1kmほど、中島の田んぼに入る入り口の場所です。申請地は譲受人の自宅のすぐ向かいであり、農地の効率利用を図るために譲り受け、農業に励むものです。譲受人が耕作することによって、確実に今後の遊休化防止につながると考えます。また、小規模農家が利用しても、周辺の農地の効率的かつ総合的な利用に全く影響がない箇所と判断しましたので、別段の面積の適用についてご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
	<p>以上、農地法第3条の規定による別段の面積の設定について審議をお願い致します。</p>	

(農地法第3条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が1件提出されています。		
1	番号1については、農振農用地外です。 譲渡人は高齢であり管理が難しいため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、6.00aとなります。	5番 熊崎みどり	3条1番について説明します。場所・内容ともに先ほどの説明の通りです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
2	番号2については、農振農用地です。 譲渡人は市外に居住しており管理ができないため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は53.15aとなります。	19番 熊崎徹	3条2番について説明します。場所は焼石で、JRの線路の山側の付近です。 譲渡人は市外に居住しており管理ができないため、隣接する畑を所有する譲受人に譲渡し、譲受人はこれを譲り受け、隣接農地と一体利用し農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。		

(事業計画変更)

事務局説明	
	議案第58号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅の所有権移転を伴う変更が1件、太陽光発電の所有権移転を伴う事業面積拡大が1件です。
1	番号1については申請地において太陽光発電施設を建設する計画でしたが、隣接する農地においても一体利用したいことから、新たに土地を取得し、計画面積を拡大するため承認を求めるものであります。なお、新たに取得する土地についてはあわせて5条申請が提出されています。(詳細：5条の1) なお、当初は令和**年**月**日付岐阜県指令****号で、太陽光発電施設として5条許可を得ていました。
2	番号2については申請地を一般個人住宅として利用する計画でしたが、当初計画者は県内での転勤が多く、当初の計画から変わり夫の出生地である高山市に居宅を新築することとなり、計画を遂行できなくなったものです。この度新たに申請地に居宅を新築したい承継者がいることから、事業計画変更の承認を求めるものであります。そのため、あわせて5条申請が提出されています。(詳細：5条の3) なお、当初は昭和**年**年**日付岐阜県指令****号で、一般個人住宅として5条許可を得ていました。
	以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。

(農地法第4条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第59号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については畑645㎡です。		
1	番号1については、申請地を一般個人住宅の倉庫・庭・駐車場等として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから問題はないと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	8番 中川元宏	4条1番について説明します。申請地は萩原町羽根で、****の山側のあたりです。 申請者は父親から相続を受けたところ、住宅敷地が農地であることに気づき転用許可を求めるものであるため、始末書が添付されています。 隣接する農地の同意は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。
	以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。		

(農地法第5条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、太陽光発電が2件、植林が1件の計4件。面積については田304㎡、畑1,844㎡です。		
1	番号1については、申請地を譲り受け、太陽光発電施設として利用したいため、転用許可を求めるもので、事業計画変更を伴うものであります。 農地区分は、申請地は中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われます。 なお、当該案件は開発協議の締結が必要であることから、開発協議の締結を条件にご審議いただきます。	5番 熊崎みどり	5条1番について説明します。申請地は四美で、****の山側の農地です。 申請地は傾斜のある農地であり農機具の進入も難しいことから現在耕作されておらず、申請地を譲渡し、太陽光発電施設として利用したいことから転用許可を求めらるものであります。 隣接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われます。

2	<p>番号2については、申請地を譲り受け、太陽光発電施設として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、申請地は中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われま</p> <p>す。</p> <p>なお、当該案件は開発協議の締結が必要であることから、開発協議の締結を条件にご審議いただきます。</p>	<p>5番 熊崎みどり</p>	<p>5条2番について説明します。申請地は5条1番の農地から東へ少し上った場所です。</p> <p>申請地は傾斜のある農地であり農機具の進入も難しいことから現在耕作されておらず、申請地を譲渡し、太陽光発電施設として利用したいことから転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われま</p> <p>す。</p>
3	<p>番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるもので、事業計画変更を伴うものであります。</p> <p>農地区分は、申請地は中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われま</p> <p>す。</p>	<p>9番 中川輝男</p>	<p>5条3番について説明します。申請地は萩原町上村で、竹之上の踏切を上がったすぐの場所です。</p> <p>申請地は、当初譲渡人が住宅を建築するために転用許可を得ましたが、転勤が多く最終的に夫の実家に近い高山市内に住宅を建築することとなったため、申請地を計画通り利用できなくなりました。この度、申請地を購入して住宅を新築したい人がいることから、事業計画変更とともに転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま</p> <p>す。</p>
4	<p>番号4については、申請地を譲り受け、植林地として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われま</p> <p>す。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>22番 中島義雄</p>	<p>5条4番について説明します。申請地は金山町中津原で、****の少し下の谷沿いの場所です。</p> <p>申請地には昭和の頃から住宅が建っていましたが、現在取り壊されています。</p> <p>所有者は高齢で農地の管理は難しいことから、付近の住民が申請地を取得し、桜などを植えて管理をしていく計画があるため、この度転用許可を求めるものであります。</p> <p>もともと住宅が建っていたことから農地性を失っているため、始末書が添付されています。</p> <p>隣接する隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま</p> <p>す。</p>
<p>以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。</p>			